

メイジニジュウネンダイチクハウニオケルサイタン  
ギョウノキボカクダイヘノココロミ : カマグンツナ  
ブンムラ・トクメイシャノジレイ

今野, 孝

<https://doi.org/10.15017/1081>

---

出版情報 : 経済学研究. 69 (3/4), pp.73-82, 2003-01-31. 九州大学経済学会  
バージョン :  
権利関係 :



# 明治20年代筑豊における採炭業の規模拡大への試み

— 嘉麻郡綱分村・徳明社の事例 —

今 野 孝

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 「株主総会決議録」について
- 3 徳明社の設立と活動  
明治20年12月24・25日 —最初の会議—  
明治21年1月3日  
明治21年1月25日  
明治21年2月14日 —運炭鉄道敷設準備—  
明治21年2月23日 —棟梁と掘子—  
明治21年4月27日 —合併決議—
- 4 むすびにかえて

### 1 はじめに

旧嘉麻郡立岩村の麻生家は、すでに藩末期から周辺の村々での石炭採掘事業に関係していた。その後明治初期から中期にかけて、居住地近隣の村での石炭採掘事業へ進出し、筑豊地域における有力な地元石炭鉱業者として地歩を築いていった。麻生家の明治期の石炭採掘事業において、他の地元鉱業者との違いのひとつは、隣村で採掘できるという地理的自然条件があったためではあろうが、<sup>せんせき</sup>燧石採掘事業に早くから関心をもってその採掘や販売にかかわっていたことである。

石炭の一種である燧石の採掘は、筑豊炭田地域においても、旧嘉麻郡(のち穂波郡と合併して

嘉穂郡となる)と田川郡および鞍手郡の一部の地域に限られていた。

麻生家はこの燧石採掘事業をとおして、隣村、特に旧綱分村を中心とする地域へ積極的に進出した。石炭採掘の場合でもほとんどがそうであったが、そこでは麻生家の単独事業としてではなく、いずれも村民と何らかの契約関係を取り結びながら採掘事業に進出して、徐々にその採掘範囲を拡大してきた。特に居村に隣接するこの地域では、幾多の変遷を遂げながら、最終的に綱分・上三緒を中心とする地域に設定された大鉱区(政府によって策定された綱分撰定坑区)を確保することができたのである。

本稿でとりあげた麻生家の燧石採掘事業については、すでに拙稿において一定の検討を加えた<sup>1</sup>。麻生家にとって、嘉麻燧石社の成立過程は多くの意味で石炭採掘事業を展開した筑豊の有

1 拙稿「麻生・嘉麻燧石社の成立過程 —明治前期麻生家の旧嘉麻郡綱分村を中心とした燧石採掘事業の展開—」(荻野喜弘編著『戦前期筑豊炭鉱業の経営と労働』啓文社、1990年2月、pp.37-83、所収)。徳明社創立以前の綱分村での麻生家の採掘事業についても論じた。なお、今回触れなかった三緒社についても触れている。

また、麻生家の明治10～20年代における炭鉱経営の中での三緒社と嘉麻社については、不十分ではあるが、拙稿「明治期筑豊における土着鉱業家の発展過程—麻生忠隈炭坑の分析を中心として—」(『エネルギー史研究』No.11、1981年、pp.42-79所収)においても触れた。ただし、徳明社については検討していない。

力な地元鉱業者としてのひとつの特徴的姿を示したものであった。すなわち麻生家は明治10年代において、旧綱分村民との間でいくつかの小規模な共同事業を展開して同村での採掘事業の基盤をつくり、これらを基に20年代に入って旧村域を越えた本格的な大規模採掘事業への展開を果たしたのである。さらに麻生家は、この燧石採掘事業を梃子として、同家が居住していた近隣地域での大規模な石炭鉱区(当初は燧石採掘を対象としていたが後に石炭鉱となる)を確保し得たことになるのである。同時に、この過程をとおして、当時の筑豊炭田における鉱業経営が「村」(地域社会)との関係を無視して存在し得なかったことへの対応であること、さらに石炭鉱業にとって基底をなす鉱区(当時の「借区」)獲得をめざす麻生家の有効な対応であったこともみてきた。

前稿では、以上の諸点を麻生家文書に残されている当時の契約書や約定書、規約等を中心に分析した。そこで本稿では前稿で取り扱った徳明・三緒両社(これらは結果的には嘉麻燧石社に統合されきわめて短命に終わることになるが)のうち、徳明社に関する創立期の活動の実態について、「株主」(社員)の会議の決議録によって、より具体的に窺うことを目的とする。同社はわずかな期間の活動で三緒社と合併統合されることになったが、零細な村内の地元鉱業者を組織化して、いわば近代的な鉱業企業の形成をめざしたワンステップでもあった。

なお、もう一方の三緒社については別稿において再検討することとしたい。麻生家の燧石鉱業に関する資料は、小さな伝票類まで含めて、麻生家文書のなかに相当数が残されており、書簡等も含めてより多くの資料を利用することによってさらに詳細な分析が可能であろうと思わ

れる。今回利用した資料は、前稿の後に「麻生セメント株式会社資料」の中から発見された嘉麻燧石社「株主総会決議録」(麻生セメント株式会社資料、は-183)に基づいたものである。これによれば、徳明社・三緒社の設立から両社の合併による嘉麻燧石社の設立の過程、およびその間の麻生家の役割および「株主」(社員)の役割および相互の関係などを、とりあえずはより明確にすることができると思われる。

## 2 「株主総会決議録」について

本稿で利用した資料、嘉麻燧石社「株主総会決議録」は、九州大学石炭研究資料センターから教示していただいたものである。飯塚にあった麻生セメント株式会社本社敷地の再開発にともなって、同社社屋および麻生家の土蔵等に保存されていた資料類が搬出され、1990年以降同センターで整理がすすめられた資料群に含まれている。本来は「麻生家文書」と一体であると考えられるが、整理作業の経緯から別の資料群となっている。

この資料は、表紙に「株主総会決議録」と書かれて一冊に綴られたものであるが、元来は個別に作成された決議録および関係書類が、のちに綴り合わされたものであろう。綴りの初めの方に旧綱分村の徳明社関係が、その後に旧上三緒村を中心とした三緒社関係のものが綴られ、最後に設立後の嘉麻燧石社に関連した文書があり、それぞれつぎの順序で綴られている。

- ・明治廿年十二月廿四日開発、綱分炭徳明社  
「炭業株主会決議録」〔183-1〕
- ・明治二十一年一月三日・同年壱月二十五日  
「炭業株主会決議録」〔183-2〕

- ・明治廿一年癸月廿五日、徳明社「共同事業創立附智簿」（「明治廿一年癸月廿五日会申談」、「三月十八日」、「四月十四日」、「五月十七日会議廉」を含む）〔183-3〕
- ・明治二十一年二月十四日・同年二月二十三日「株主会決議録」〔183-4〕
- ・明治廿一年四月、綱分村外五ヶ村石炭株主「鉄道設置決議」〔183-5〕
- ・明治二十一年四月十七日(27日か)「炭業株主会議録」(5月19日)〔183-6〕
- ・(明治)二十一年五月廿七日「嘉麻燭石社事務廉付」(6月7日分を含む)〔183-7〕
- ・「約員職務章程」(明治廿一年一月 日付)〔183-8〕
- ・「炭事ニ係書類引付目録」(明治廿二年四月拾八日付)〔183-9〕
- ・明治二十一年五月(十八日)「決議録纏」(五月十九日、七月七日、七月十七日、八月二日)〔183-10〕
- ・「明治廿一年二月十六日株主惣会決議録」(三月十日、三月廿三日、五月一日)〔183-11〕
- ・「明治廿一年第五月廿一日決議録」〔183-12〕
- ・「明治二十一年七月十四日集会決議録」〔183-13〕
- ・明治廿年十二月廿四日「綱分坑主実業合併基礎」〔183-14〕
- ・明治二十二年十二月十四日、嘉麻燭石社「株主総会書類留」(「明治廿二年五月十三日嘉麻燭石社株主総会決議録」、明治廿二年十二月「嘉麻燭石社規約」、「嘉麻燭石社事業順序」を含む)〔183-15〕

上記リストの末尾の数字は本稿の中で引用の典拠を示すために、引用者が付した。なお、本稿中の引用にあたっては、旧字・異体字・変体仮

名などは、適宜、常用漢字・カタカナ等書き改めている。

### 3 徳明社の設立と活動

すでに前稿でも述べたように、旧綱分村においては、ちょうど旧立岩村における麻生家と同様に、大庄屋格の有松家が中心となって、幕末から石炭採掘業が行われていた。有松伴六は「夙ニ炭業ニ注目シ大ニ民業ヲ盛ナラシメント欲シ、開基ノ本人」とされている。麻生太吉あるいはその父賀郎と比肩することができる存在である。

ところが明治10年代の初めから、その有松家が存在する綱分村において、麻生家は綱分村民との間で「堀方委任」などの関係を結びながら共同の採掘事業に進出している。時を経るにしたがい、採掘事業の規模は拡大し、また事業に関わる者の関係も徐々に複雑になっていった。

このようななかで、明治20年代に入り、これまで綱分村で採掘事業に関わっていた綱分村民と麻生家関係者によって「徳明社」が組織されることになったのである。綱分村の中心的存在である有松伴六は「我輩等ト共に尽力シテ漸々借区ノ免許ヲ受ケ、大ニ資本金ヲ費スト雖、利害ノ権衡不相立シテ其功ヲ奏スル事果(サ)ス」との思いから、「官又其機ヲ察シ進ムル処アリ。今哉大事業ヲ開キ、大ニ拡張ナシ、目的ニ達シ、国益ヲ興サンカ為メ、尚進ンテ身体財産ヲ抛チ実業ヲ合併シ一体ニ纏リ号ヲ徳明社ト定メ申合ヲ結ブ」ことを決めたのであった。徳明社はそれまでの村内での採掘事業とは異なり、官許された「借区」の枠をこえて、それぞれの個々の借区に対する権利を無限責任の「株」として、村内全域にわたる採掘事業への拡大と組織化をはかろうとするものであった。その背景には、政府が「其

機ヲ察シ進ムル処」として計画していた撰定坑区の策定があり、これを確保するための対応であったと考えられるのである。ただし、この段階では政府の大鉱区策定規模は村域を越えるものとは考えられていなかったものとみられ、それが徳明社と三緒社とがあたかも双子の組織のように相次いで設立された理由であったと考えられる。

以下、徳明社の設立後の活動状況を株主による会議の「決議録」の記述から、時系列を追って検討する。

徳明社設立のための最初の正式な会合は、明治20(1887)年の12月に開催された。このとき、あらかじめ「綱分坑主実業合併基礎」[183-14]が作成され、これにしたがって「評議」がなされたとみられる。「従来ノ実業者ヲ合併一致共同シテ大事業ヲ開ク基ヲ立ル事ヲ誘導」することを目的として掲げている。設立に向けて「評議」すべき「大目」はつぎのとおりであった。

- 一、全村炭田ノ区域ヲ予定スル事
- 一、事業極度方法ヲ予定スル事
- 一、資本金ヲ予定シ併テ募集法之事
- 一、実業者ヲ合併スル事
- 一、村炭事係委員ヲ設クル事

已上

追加

- 一、自今約定ニ係ル事ハ総体ヲ以スル事
- 一、創業費用ヲ予定スル事

明治廿年十二月廿四日

末尾欄外には「満員、同意ヲ表ス」と記されているので、会議においては異議なく合意が形成されたことがわかる。最初の会合にむけて作成されたと思われる「明治廿年第十二月廿四日ヨ

リ廿五日迄申合舎則廉書」[183-14]には、さらに詳細な具体的計画が記されている。

まず、株金については「借区従来許可之分、壹千坪金百五拾円トシテ株金ニ立用スル事」として、これまでの借区人は、「借区」を現物出資することにより株金の一部とすることができたことがわかる。「株金ハ壹株百五拾円ト定、六拾式口ニテ九千三百円ト予定」された。これは60株9,000円の他に特別株2株が含まれている。株金の募集については、「三回ヲ経過シ、不足スル時ハ消滅スル事」として株主の権利が消滅することも決めている。株券の売買譲渡は「惣株主承諾ノ上ナラテハ名替セサル事」として、株券表面にもその旨記載することになっている。また運転資金について「採掘煽石壹万斤ニ付金壹円宛リ坑業予算トシテ相備銀行エ預ケ込事、但シ備置ニヨイテ、非常之災害ニ掛リタル時ハ、惣株主会議之上分配スル事アルヘシ」としている。非常時に対する備えも準備しようとしていたのである。さらに、本格的な採炭着手にいたる以前においては「古息堀中ハ坑内検査員ヲ置事」も必要であった。

操業に必要な組織の構成についても断片的ではあるが記述されており、当初計画されていたおおよその姿を知ることができる。

まず「山勘場棟梁・川勘場各壹銘宛リ設クル事」とし、必要な場合は棟梁の増員もあるとしている。「出納掛り」としては2名、但し任期を「満式ヶ年」とした。この「出納掛り」は「惣員之選挙」により定めるとしているので、この担当者は株主から選出するものとみられる。損益計算については「三ヶ月間ヲ以計算シ、利益損失之分担スル事」とされているが、同時に「出納掛リハ三ヶ月利益配当迄ハ壹人ニ付金三百円以内ヲ備置、余金ハ銀行ニ預ケ置事」と記載されている。

株主に義務付けられた役割として「帳簿之検査」のほか「毎月売会ツ、惣集会ヲ開設スル事」が定められている。そのほかにも「役員事務章程」の制定を計画している。その内容は以下のとおりであった〔183-8〕。

#### 役員職務章程

##### 第一 社長

- 一、株券ヲ付与スル事
- 二、金庫ヲ掌司スル事
- 三、本社ニ係ル万般ノ事務責任タルベキ事
- 四、諸役員及雇員ヲ監督スル事
- 五、事業拡張ヲ図ル事

##### 第二 副社長

社長ニ参与シ事務ヲ取扱事

##### 第三 雑務員

- 第一、坑内及出炭ヲ監査スル事
- 第二、仕役者ヲ政治スル事
- 第三、掘炭賃賃金壹万金ニ付金五十銭以内ノ増減スル事

- 第四、陸運搬賃壹万斤ニ付右同シ
- 第五、川船運賃積炭一万斤ニ付右同シ
- 第六、<sup>(販)</sup>版売炭代価一万斤ニ付右同シ

##### 第四 出納員

- 第一、版売代価并ニ資本募集収出ヲ明瞭ニスル事
  - 第二、川勘場及山勘場監督スル事
  - 第三、三ヶ月毎ニ決算報告スル事
- 右相定候事

明治廿一年 一月 <sup>(空白)</sup> 日

このように、事前にかなり周到な計画がなされており、これらの実施に向けて株主の会合がその後重ねられていった。

#### 明治20年12月24・25日 ―最初の会議―

この明治20年12月24、25両日の徳明社の最初の会議は、有松伴六、麻生太吉、福田伝六、松岡佐七、松岡新右衛門、松岡市右衛門、篠崎与四郎、新開宗三、新開正右衛門、赤松宅七、赤松和三郎、麻生惣兵衛の合計12名が出席して開かれた<sup>2</sup>〔183-1〕。麻生太吉・惣兵衛以外は綱分村の住民である。

このとき、まず「明治廿一年旧正月一日ヨリ共同坑業スル事」が決められた。「共同借区之願主」を有松伴六、麻生太吉とし、同時に両者を「創業委員」として定めた。旧大庄屋格の両家の2人を事実上組織の代表として決定したのである。

この会合では測量人を雇入れて借区出願のための作業を進めることが決められ、採掘事業にむけての作業の具体的な計画が話し合われた。運炭のための鉄道敷設を計画し、「鉄道設置担当人」に麻生太吉、福田伝六、松岡新助、麻生惣兵衛、篠原与四郎の5名をあてた。その他、出納担当として松岡市右衛門と有松沖之助を定めたが、後者は社員(株主)ではなかった。

この会議で定められた項目の中で特に注目すべきは創業費に関するものである。「創業費トシテ式拾四株ニ対シテ壹株ニ付金三円充ツ募集スル事、但シ特別株ヲ除ク之外、本日ヨリ五日限り募集スル事」としている。社員の出資に関しては、金額は明示されていないが「鉄道費之予算シテ株金ニ対シ幾分ヲ募集スル事」をも決めて

2 氏名の表記は資料に記載されたまま表記した。なお徳明社の社員と持株は、麻生太吉11株、松岡佐七8株、篠崎与四郎8株、福田伝六7株、有松重隆7株、松岡新助7株、麻生惣兵衛6株、新開正右衛門2.5株、松岡市右衛門2株、新開惣三1.5株の合計60株、そのほかに特別株として有松伴六、および赤松宅七・和三郎の連名にそれぞれ1株ずつである。詳細は前掲拙稿、p.57「表1―徳明社社員と持ち株およびその計算」を参照のこと。

いる。社員(株主)には早速当座の資金の支出が必要であった。

「創業中他行日当」は50銭、「株主会議」には一人22銭以内が支払われるが、「創業中ハ株主ハ無給ニテ坑業之用便ヲナス事」が定められている。創業委員の2名も無給であった。このとき以降、創業に向けての実質的な活動が始められたとみられる。

### 明治21年1月3日

年が明けた翌明治21年1月3日、12人が参加して再び会合がもたれた〔183-2〕。今回は新開宗三に代わって松岡卯吉の名が見える。この会合では、徳明社株主申合規約の決議、および「坑主」が差入れた「約定証」の議定がおこなわれた模様であり、一応操業に向けての準備が制度的には整ってきたと考えられる<sup>3</sup>。ここでは事業開始に向けて必要な、かなり具体的な内容が確認されている。まず冒頭に「貯蓄金之内ヨリ氏神寄進スル事」と記されている。この日の項目には「村方承諾証議決之事」との記述も見えるが、この採掘事業においても村方(地域)との関わりが、かなり重要な問題として存在していたことが示唆されている。具体的には「約定金式百五拾円ヲ村方相渡、需用之地所地券面代価金ハ右式百五拾円ニ不係別段坑主ヨリ出銭シテ購求ノ事ヲ相談シ、若熟談不整ル時ハ右式百五拾円ヲ坑主江受取候事」とある。したがって、村方への250円の「約定金」の支払い、鉱業用地の獲得が大きくなねらいであったと考えられる。このとき、すでに共同事業を前提に買い入れられていた「田地、義作分」が存在しており、これに対する支出35円、および福田伝六の私有地約3反の買い入れ

(1反につき30円)も決められている。

すでに操業していた福田伝六の「民地借区御免許区内」からの出炭については、1万斤に付50銭を伝六に渡すことが決められている<sup>4</sup>。ただし「村益金」については伝六の負担とされていた。「本文借区外ニ係ル分ハ共同ニ随モノトス」としているのは伝六の私有地での採掘に関する既得権の承認とともに、それ以外のものについてはあくまで共同事業で行うことを規定して、共同事業の実施にむけて調整をはかろうとしたものとみることができる。このことは、「共同着手以後、諸約定及炭業ニ係ル事件ハ私ニテナスヲ不免、共同資格ヲ以取組ムモノトス、但シ炭事係リ之手ヲ経ベシ」と定められた項目からも理解できる。

このときの会合では「安丸特別」に対して50円の補助が決定された。「理由」として「字安丸溜井・溜水無有ニ不拘補助スル事」とされており、鉱業による農業用水の影響への配慮がなされていたと考えられる。

なお、出資金に関する事項では、白根与之助の六株について「当分株金募集セスシテ、壹株ニ付金式拾円以内ヲ利益配当スル事」と定めている。「但、白根与之助氏坑業熟練之上ハ株金を募集シ、利害を不担セシムル事」とし、また1株は「松岡佐七へ当分相預ル事」としている。この計7株は「徳明社申合規約」によれば有松重隆の7株に相当するものであり、「特別株」以外はこれだけが現物出資となる借区を保有していない株主である。白根は組織のなかでは事務担当であったとみられ、のちに有松重隆に代わっている。このような特例的配慮も、あるいは綱分村民の「承

3 「徳明社株主申合規約」および「約定証」等の内容については、前掲拙稿を参照されたい。

4 福田伝六は綱分村内の自己の所有地内に借区をもっており、また村内各地で採掘事業に関わっていた。前掲拙稿p.43、およびp.51を参照のこと。

諾」を取り付けやすくするためのものであったと考えられる。

1月5日、「嘉麻郡綱分村全地含有炭借区出願被成度ニ付村民承諾御請求ニ因リ」臨時村会が開かれ、「炭事係委員」として徳明社の株主になっている7名を選出するとともに、「御請求ノ趣承諾」し、「御免許ノ上、採掘販売共御勝手」として、有松伴六・麻生太吉兩名宛に承諾証が差し出された<sup>5</sup>。

### 明治21年1月25日

綱分村の承諾を得た後に開かれた会合ではさらに具体的な事業の内容が決められた〔182-2〕。「一、資本金第一、金壹万円目的トシ共同販売ノ煽炭ヲ以借り入金談、麻生太吉へ廿一年廿二年ニケ年間ヲ委任スルニ決ス、但シ委任状ハ別ニ之ヲ渡スモノトス。尤販売炭値段及利子金等ノ以下細則至ラハ、株主ニ相談之上之ヲ行モノトス」としている。これは徳明社の株主さらには代表者でもある麻生太吉へ、徳明社として販売の委任を行うというものである。販売のみならず、徳明社の運営にあたり当初から麻生家のもつ資金や信用に依存していたことが明らかである。特に若松港の石炭商との関係も無視できず、前稿でも触れたが、販売煽石を媒介とする資金調達は麻生家の存在が大きな意味をもっていたと考えられる。このとき、麻生太吉への資本金および販売に関する「委任状」に調印するために、選挙で福田伝六、松岡佐七、松岡新助、麻生惣兵衛、篠原与四郎を株主惣代として定めている。

臨時村会で承諾を得たことから「借区出願直ニ着手シ、麻生太吉・有松伴六之ヲ負担スルモノトス」として早速村内での新たな借区出願手続

きを進めることにした。出願にあたっては株主のうちから「壹銘ハ時宜ニ依リ随行」することや、日当はすでに決められていたものの、交際費を「金拾五円以外ニ及時ハ随員申合、或ハ株主へ相談スルモノトス」として、代表者二人に任せるだけではなく、他の株主の関与とともに、チェックが機能するようにも定められている。

この会合では「一、事業着手事務分章(掌)」として各株主の役割が定められた。それぞれ以下のとおりであった。

麻生太吉

鉄道買入、釘買入、借区出願手続ノ通知、鯉田村之道約定

松岡市右衛門・篠原与四郎

材木買入ノ事

有松伴六

有井・有安鉄道談外出浮之事、但シ道巾三間半以内、木材払下ケ出願ノ事

麻生惣兵衛

鉄道張方受負人聞合之事

これらのほかに、「当時諸払方一切受持人」として新開正右衛門、新開惣三が記されている。同時にそこには、つぎのような採炭諸費の見積りが書きつけられている。

採炭賃其外四口

一金 壹円六十銭 切 賃

一〃 六十銭 荷上ケ

一〃 七十五銭 岡出シ

一〃 六十五銭 中 漕

小船借賃共ニ

一〃 式十銭 棟梁勘場給料

〆 三円 十銭

5 同前、p.56。



右ハ石井手積入場渡受負

但シ出欠ハ石井手積入受引之事

すなわち、この二人が坑外に搬出された燧石の送出業務を「受負年期ハ弍ヶ年間」として担当することになったのである。その際の業務に必要な費用は「入方一切ハ受負人之受負之事」とされ、さらに「鉄道設置之上ハ前項受負項目金ヲ減額スル事」も決められた。このほかに「持田坑」の開発も計画しており、「持田坑道開設候時ハ別ニ該坑道ヨリ採掘之受負人ヲ定メル事」とした。その受負人として「松岡新助ト相定メ、以上綱分株主ニ□□ハ協議ニ任ス」とした。

石井手勘場には「佐与村本松儀七郎・花村徳七郎相定メ、壱万斤ニ付金拾銭ヲ給ス」として、専業の担当者をおいた。市場へは綱分村から遠賀川の支流である庄内川を下り、佐与村を通過して遠賀川本流に出て若松港に至るという舟運による運炭経路をとる必要があった。勘場を置いた頼田の石井手まで小舟で積送らねばならないので、徳明社としては、綱分村から有安・有井両村を經由して鯉田村へ入り、麻生家が経営していた鯉田坑の積場まで鉄道を敷設して運炭することを当初から計画していたのである。

この日付けで、徳明社「共同事業創立附智簿」[183-3]が作成され、検討あるいは実施すべき項目の廉付け(項目)と一部にはその処置が書き付けられている。決議録に記されたもの以外にも「村中消費用石殻燧炭助合之事」や「伴作瓦焼用炭申出之事」などなど、その内容は実に多岐にわたっている。こうして、着実に事業開始への作業が進められていった。

明治21年2月14日 —運炭鉄道敷設準備—

2月中旬、飯塚魚屋惣吉方で「株主会」が行われ、

以下のような内容が「評決」された[183-4]。

まず、採出賃金は月に四百円を予定した。また「鉄道及び坑道材木代ハ金弍百円」を予定した。この日の会議の中心は、徳明社にとってきわめて重要な課題である鯉田までの坑外運炭鉄道の敷設についてであった。「鉄道敷地ハ各地種ヲ論セス、地券面代価ヲ以買上ケ、借区終業ニ至レハ元地主へ返地スハ定約ニテ地元村へ示談スル事」として、なによりもまず鉄道用地の取得に力をいれた。計画していた路線長は鯉田村内が800間、有井地内365間、有安地内が360間の合計1,525間であった。「鉄道敷地ハ道巾壱間トシニ線路ニ相成リタル時ハ増敷地ノ約定スル事」、また「鉄道路筋ニ建木アリタル時ハ相当代価ヲ以買上ケ之事」も決定した。

これらの鉄道を利用して運炭する場合は、通過する3村に対して村益金の支払いを必要とした。当初は12銭としていたが、「壱万斤ニ付金八銭ト仮定」され、「内、四銭ハ鯉田、弍銭ハ有井、弍銭ハ有安」とした。ここでも地域の農村に対する配慮が必要であったのである。

鉄道敷設を急ぐために、「敷地選定測量者」として白土茂兵衛の雇い入れも決定された。鉄道については、2月23日の会議録のあとには、麻生太吉の鯉田の積場から持田坑の置場までのかなり詳細な鉄道延長距離の測量結果がつぎのように継紙に書き付けられている。

記

- 一、麻生太吉鉄道ヨリ堤田石橋迄(藤七屋敷之下) 六百間
- 一、石ばしヨリ有井境迄弍百間
- 一、鯉田境ヨリ有井宮峠ノ西迄三百三十間
- 一、切通凡四十間
- 一、有井宮峠東ヨリ有井ミノみ橋迄弍百六十五間

- 一、有井ミノゐはしヨリ有安山ノ神スバイ迄式百間
- 一、スバイヨリ有安安原石置場トイ迄百三十間
- 一、前ノドイヨリ綱分城ノ越煽石置場迄百三十間
- 一、綱分城ノ越煽石置場ヨリ持田迄△四百六十五間  
△二千三百六十間
- 一、持田坑口ヨリ飛ゴウノ坑口(ハネ木ノ立ちアル口)迄式百六十五間  
△印 七百三十間

これによれば、最終的に持田坑口まで運炭用の鉄道を敷設した場合には、2,625間の路線長(約1.5km弱)となることが示されている。すなわち当初の見込みにくらべれば、実際には1,000間以上も長くなっていることがわかる。

#### 明治21年2月23日 —棟梁と掘子—

10日後には操業に向けての作業はさらに進展した[183-4]。出席者は有松伴六、麻生太吉、福田伝六、篠崎与四郎、松岡佐七、全新助、松岡市右衛門、麻生惣兵衛の8名であった。

まず、鉄道の敷設については「実測表ヲ立、実地取極メ之事」として福田伝六の担当で「道作り夫受負募集」を決めた。同時におそらく鉄道用と思われるが「材木買入ハ綱分ヨリ有井村マテ之分ヲ買入、余ハ近々買入之事」とした。

採掘後の坑外運炭等の準備はすすめられていたが、ここで初めて坑内の採炭作業に関わる項目が出ている。「棟梁ハ大棟梁壱銘、小棟梁弐銘ヲ置事」にしたのである。大棟梁1名は松本太助であり、以前から麻生家の坑内棟梁として活躍していた人物である。小棟梁には篠崎弥作と花岡寿平をあてた。「一、小棟梁受持区域ハ石こす

みヨリ飛川石橋見通ニテ、西東ニテ担当スル事」とあり、二人の小棟梁が採掘地域を二分して担当することにしたと推測され、当初山勘場棟梁を1名としていたことからみると増員がはかられたことになる。棟梁については「一、金員受引ハ判取帳ヲ以受引スル事」とあり、さらに「一、堀子壱百人トシテ一ヶ月予算金四百円ハ相渡置事」とも記されている。堀子(採炭夫)の賃金は棟梁から渡されたことがわかる。

こうしてみると、「徳明社申合規約」にしたがい、採炭・運輸・販売それぞれの必要な事項が「会議」によって定められ、徐々に操業に向けての準備がすすめられてきたことがわかる。しかし、4月に入るとにわかには状況が変化して、徳明社としての事業はわずかの期間で終わることになった。三緒社との合併という形をとって発展的に解消することになったのである。

#### 明治21年4月27日 —合併の決議—

4月27日に開催された「綱分株主会」では三緒社との合併が決定された[183-6]。このときの出席者は、有松伴六、麻生太吉、福田伝六、松岡新助、松岡佐七、篠崎与四郎、新開正右衛門、新開惣三の8名であった。

「綱分村含有炭ト上三緒・山野・鴨生三ヶ村含有炭ト合併共同シ事業経財ヲ同シフスルニツキ、別紙計算書之通、金壱千弐百円上三緒組ヨリ綱分組ニ対シ臨時出金可致分之内、金六百円ヲ綱分組ノ純益金之内ヨリ同株数ニ割宛指返スニ決シ合併スルニ決定スル事」になったのである。また「赤坂村含有炭ハ一種特別ナル以テ合併シタル以上、之レヲ共同ニ属スルモノトス」として、さらに赤坂村でも煽石が採掘されることから合併坑業を行う地域として新たに加えられた。

徳明社としては、以後の事業の統合と、これま

での事業の継続について整理する必要があった。採掘事業はすでに着手されていたため「松岡新介採炭受掘之分ハ石井手ヲ経テ若松港へ続々送炭スル事」とし、「石井手勘場見ケメノ為花村徳七ヲ出ス事」も決めている。また「白根与之介氏七口ノ株金」の処理についても従来どおりとしたが、「但、定約証ヲ取換シ置ク事」としたのであった。こうして徳明社は実質的にはわずか4ヵ月足らずで単独での活動を閉じることになった。

#### 4 むすびにかえて

きわめて短命に終わった徳明社の活動であったが、まさに発展的解消であった。5月以降、綱分村では操業を続けながらも、三緒社との統合へむけて両社の株主が会して協議を続けていくことになった。この5月には「嘉麻燭石社事務廉付」[183-7]が作成されるなど着々と新組織である嘉麻燭石社の設立へと進むのである。

最後に、この両社の統合は単に当該地域の燭石鉱業者の鉱業規模の拡大と大規模借区の確保に帰結しただけのものではなかったと考えられる点を上げておきたい。両社の統合と嘉麻燭石社設立の動きとあわせて、つぎのように若松港までにいたる本格的な鉄道敷設が彼らの中で計画されていたのである[183-5]。

明治廿壹年四月

鉄道設置決議

綱分村外五ヶ村

石炭株主

若松港ニテ鉄道着手

第一条

綱分村外五ヶ村炭田六拾壹万四千坪含有シタル

石炭燭石総テ鉄道ニ運輸スル事

第二条

鉄道資格ヲ分ケ特別權トシ、四千五百間事業ヲ引受、利害負担スル事

第三

鉄道敷地ニ係ルモノハ、総テ石炭株主負担ノ事

第四

双方株券譲渡売買スル事有共、必約定ヲ継続スル事

第五

鉄道揚ケ金、出炭壹万斤ニ付、金<sup>(空白)</sup>

第六

石炭株主中鉄道株ニ加入ヲ望者有時ハ、相当資本金ヲ出サシメ、第一ニ許可スル事

第七

石炭株主外加入者ハ、受負人ノ特轄ニ因ルモノトス

第八

鉄道着手<sup>(空白)</sup>月<sup>(空白)</sup>日、竣工<sup>(空白)</sup>月<sup>(空白)</sup>日ト期スル事

このように、両社に関係した鉱業者にとって、この徳明社・三緒社の合併は、まずは大鉱区の確保が目的であったが、同時に単に自身の事業規模の拡大のみではなく、筑豊炭田における近代的な本格的石炭鉱業のための基盤整備の一つとしての輸送問題に対して積極的に取り組む姿勢があらわれていることに注目できる。このような動きが、同じ明治21(1888)年6月に創立願書が提出された筑豊興業鉄道会社設立の背景をなすものであったともいえよう。

残された課題として、同じく短命に終わったもう一方の三緒社の活動実態、徳明社・三緒社の統合と嘉麻燭石社の設立過程の詳細な検討は別稿に譲りたい。 [福岡大学商学部教授]